

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

	ページ
◇ 規則	
○ 北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】	3
◇ 告示	
○ 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部保育課】	4
◇ 公告	
○ 委託契約に係る一般競争入札の公告【財政局税務部課税第一課】	5
◇ 上下水道局	
○ 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（5件）【上下水道局下水道部下水道保全課】	7
○ 公共下水道の供用区域の一部変更【上下水道局下水道部下水道保全課】	12

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

多子世帯の子育てを支援するため、保育所等を利用した場合の3歳未満の子どもの利用者負担額について、多子の算定対象範囲を全ての子どもとし、第2子以降を無料とすることにしました。

この規則は、令和5年12月1日から施行することにしました。

北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月30日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第37号

北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

北九州市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年北九州市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表の備考第7項を削り、同表の備考第8項各号列記以外の部分中「で、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合の次の各号に掲げる」を「の当該特定被監護者等（そのうち最年長者を除く。）である」に改め、「前項」を削り、「当該各号に定める額」を「零」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項を同表の備考第7項とし、同表の備考中第9項を第8項とし、第10項を削り、同表の備考第11項中「第7項から前項まで」を「前項」に改め、同項を同表の備考第9項とし、同表の備考第12項を同表の備考第10項とする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）について適用し、同月前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

北九州市告示第416号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定により、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行ったので、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月30日

北九州市長 武内和久

施設等の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
たかみロンパー ルーム	認可外 保育施 設	北九州市八幡 東区川淵町3 番23号	学校法人高見 学園理事長松 崎信隆	令和5年1 0月31日
星ヶ丘幼児園	認可外 保育施 設	北九州市八幡 西区笹田93 3番地5	谷川徹治	令和5年1 1月20日

北九州市公告第798号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月30日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名及び数量 令和6年度分法人市民税申告書等作成業務 一式
- (2) 履行の内容等 入札説明書及び委託仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (4) 成果品納入場所 北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市財政局税務部課税第一課
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市財政局税務部課税第一課
 - イ 日時 この公告の日から令和5年12月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで並びに同月18日の午前9時から午前10時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交

付する。

(3) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和5年12月11日午後5時まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。

(4) 入札説明会 入札説明会は実施しない。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 令和5年12月18日午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市財政局税務部課税第一課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2821

FAX 093-592-2040

北九州市上下水道局告示第44号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市門司区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月30日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和5年12月7日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市門司区新門司北一丁目の一部
北九州市門司区大字畑の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市門司区新門司北一丁目地内及び大字畑地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第45号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月30日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和5年12月7日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市小倉南区葛原本町一丁目の一部	
〃	葛原高松二丁目の一部
〃	湯川新町一丁目の一部
〃	大字新道寺の一部
〃	長尾四丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市小倉南区葛原本町一丁目地内、葛原高松二丁目地内、湯川新町一丁目地内、大字新道寺地内及び長尾四丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96の3

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第46号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市若松区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月30日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和5年12月7日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市若松区青葉台西の一部
〃 〃 大字蟹住の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市若松区青葉台西地内、大字蟹住地内及び大字竹並地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市若松区大字安瀬64の15

北九州市北湊浄化センター

北九州市上下水道局告示第47号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市八幡西区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月30日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和5年12月7日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市八幡西区中の原の一部	
〃	〃 上上津役六丁目の一部
〃	〃 馬場山緑の一部
〃	〃 木屋瀬二丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市八幡西区中の原地内、上上津役六丁目地内、馬場山緑地内及び木屋瀬二丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町1番1号

北九州市皇后崎浄化センター

北九州市上下水道局告示第48号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市八幡東区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月30日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和5年12月7日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市八幡東区河内二丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市八幡東区河内二丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町1番1号

北九州市皇后崎浄化センター

北九州市上下水道局告示第49号

次のとおり公共下水道の供用区域を一部変更する。

その関係図面は、この告示の日から供用区域を一部変更すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市門司区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月30日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 供用区域を一部変更すべき年月日

令和5年12月7日

2 供用区域を一部変更する区域

供用区域を一部変更する区域
北九州市門司区新門司北一丁目の一部

3 一部を変更する排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市門司区新門司北一丁目地内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター